

応之の『五杉練若新学備用』編纂と その仏教史的意義

朴 鎔 辰

1. はじめに

朝鮮初期の刊経都監版漢籍仏書は現在 32 種の書名が伝えられている。この刊経都監本は経類 2 種を除けば大部分は章疏に該当する。これらの章疏は義天の『新編諸宗教蔵総録』（以下、『教蔵総録』）に書名があげられており、高麗（918-1392）中期から朝鮮初期まで約 350 年の間、韓半島で伝承されてきたことを確認することができる。

この刊経都監本のうち、引用文が知られるのみであった応之の『五杉練若新学備用』（以下、『五杉集』）が駒澤大学図書館で発見された。『五杉集』は江田俊雄氏の蔵書であり、江田氏は書誌を簡略に紹介して、『五杉集』は高麗版の余流である希書であると論じた¹⁾。これに対し大屋徳城氏は、刊記に「重修」とあるものの『新編諸宗教蔵総録』には見えないため、高麗続蔵とは無関係だと説いた²⁾。

『五杉集』は、漢文仏書文化圏では喪葬儀礼の面が注目され、宋代の『釈氏要覧』等の喪儀に関する箇所でも引用されているほか、韓国では、17 世紀に『釈門家礼抄』、『釈門喪儀抄』、『釈門儀範』などで言及されているが、逸書であってその全体像を知ることは不可能であった。本稿では新出の『五杉集』の体裁と内容について紹介し、関連研究に役立てたい。

2. 『五杉練若新学備用』の編纂と刊行

応之の伝記は『南唐書』巻 26 に収録されている。『十国春秋』、『書史会要』をはじめとする地方誌にも残っているが、『南唐書』の内容を超えない³⁾。少し後の宋代の陳舜俞『廬山記』では、廬山東林寺応之の姿がより生々しく描かれており、江西廬山地域を中心にして彼の門徒が展開した様子をうかがうことができる。

応之は姓が王でその先祖は南閩人であった。文章に巧みであり、唐代の柳公権の筆法を習って書にも勝れ、初め進士に進んだ。しかし、役人生活に耐えられず、

(52) 応之の『五杉練若新学備用』編纂とその仏教史的意義（朴）

本を投げ捨てて出家した。保大年間（943-957）に大徳に任じられて紫衣を賜った。応之は、禱祠章疏などは一気に思うまま書くことができ、あらかじめ作っておいたのと同じ見事さであった。応之は「柳公権の筆法」で楞嚴經序文を書いて元宗（915-961）に献上し、筆法の造詣を認められた。これによって応之の名声が更に広まり、右街僧録に進められたが、固辞して奉先西庵に住した⁴⁾。

応之には『四注金剛經』1巻や『臨書関要』1巻等の多くの著述があった。特に音律を好み、〈讃礼文〉が色々な楽譜に収録されている点から推測して仏教音楽に関心を持っていたようである⁵⁾。陳舜俞の『廬山記』巻2によれば、保大年間に元宗に会ったのがきっかけで『五杉集』が世の中に流行したが、これはまさに仏家の日用書であった⁶⁾。『廬山記』は、宋代の東林寺には応之の門徒らがあつて、その手沢本を保存していたとするなど、1075年頃までの姿を伝えている。

応之の『五杉集』の編纂は、五代十国中の南唐元宗の代（943-961）のことであり、南唐は江西地域の呉が南唐に変わったものである。この時期、五杉練若があつた廬山東林の地域は、南唐政権の支援によって法眼宗が中心になっていた。儒学を重視した南唐は、廬山に「国学」として〈白鹿洞書院〉を創設し、この書院は後に宋代儒学の発祥地ともなった。しかし宋によって南唐が滅亡すると、法眼宗は衰退して雲門宗、臨済宗が隆盛を見せた。応之については、禪宗の系譜は明らかでないが、『金剛經』を重視した儒者出身の禪僧と推測される。

『五杉集』編纂の経緯は明らかではない。ただ『五杉集』巻上の末に〈家誨〉が収録されており、そこに編纂の事情が簡略に示されている。応之が〈家誨〉を書いたのは壬戌年夏4月、すなわち962年4月であるため、それより以前の保大年間中に『新学備用』3巻を撰述し、962年に〈家誨〉を加えて現行『五杉集』が編纂されたことが知られる。

現行の『五杉集』は、朝鮮時代の刊経都監重修本であり、韓半島での受容時期は明らかではない。『五杉集』巻下の末には原版とは字体が異なる補刻により、「天順六年壬午歲朝鮮国刊経都監奉教重修」と記されている。原刊記はないが、高麗以来の伝来本の重修である余地は充分にある⁷⁾。〈敬〉、〈隆〉、〈勳〉、〈運〉などの文字が欠画になっており、宋板本を高麗で翻刻する際に高麗太祖、順宗、宣宗の諱を避けたのだろう⁸⁾。高麗宣宗代（1083-1094）や肅宗代（1095-1105）に刊行されたと推定することができる。高麗義天（1055-1101）が東アジア諸国から仏典を収集して刊行した事業と関連があると思われるが、これは推論にとどまる。

3. 『五杉練若新学備用』の構成と内容

1) 『五杉練若新学備用』卷上〈法数，家誨〉

『五杉集』卷上は末尾の4張のみが残っていて前半が欠落した落帙巻であり，法数の一部と〈家誨〉1篇で構成されている．〈卷中〉が26張，〈卷下〉が24張である点から，卷上には20張余りの落帙が推定される．法数は前半が欠落して五の部から始まっており，五信，五陰，五分法，五障，六の部は六根，六識，六塵，七の部は七宝，七覺，七聖財，八の部は八正道，八難，九の部は九惱，九地，九結，十の部は十喜，十号，十地などの説明がなされている．

〈家誨〉の冒頭で応之は，『五杉集』3巻を編纂したのは門内の諸子を訓誡しようとしたためであって，外部に流出することを意図しなかったと述べている．当時，便利さを求めて『五杉集』の下巻だけを書き写した写本が流行していたが，これは応之自身の編纂意図や経緯を知らないものだという．特に上巻は南山大師の規誡を応之が補綴したものであり，最近の僧侶が旧来のあり方を学ばず軽浮な風潮になったことを残念に思っ〈家誨〉を置いたのである．

応之は〈家誨〉の冒頭を「仁，義，礼，智，信，孝」の強調で始めており，儒教的徳目を中心に叙述している．彼は儒家出身で仏門に入ったのか，儒学的教養を仏教に応用し，〈家誨〉を作成したのである．〈家誨〉が仏家や教団の運営のため戒律でも清規的性格というよりは，混乱した五代十国の時代に対応しなければならないため，対社会的な規範を提示したのである．

2) 『五杉練若新学備用』卷中〈僧俗五服図等〉

『五杉集』卷中の首題は『五杉練若新学備用卷中』であり，第2行に〈廬山東林病釈 応之 述〉と記す．その書誌を簡略に述べると，上下単辺，有界12行，1行23字乃至24字，26張で端雅な書法である．その構成は，僧五服図，龕柩孝堂図，吊慰儀，祭文式様，慰書式様，諸雜書狀式様である．序文によれば，応之は『五杉集』の喪儀の伝統を廬山慧遠に求めている．葬儀は毘尼すなわち〈律〉により軌則（戒）に合致しなければならないことで，慧遠は常に服喪について賢者と講論し，中興の碩徳たちも常に論じてきたものであり，戒律に基づくべきであることが強調されている⁹⁾．当時の喪儀の法は世俗の礼法と混淆して乱れていたため，〈龕柩当堂哀泣〉，〈口吊祭文〉，〈酬答書題〉などによって，仏家の規法に合致する範を示した．

(1) 僧五服図，龕柩孝堂図：『五杉集』卷中では喪五服制として仏家の喪服制の「僧

(54) 応之の『五杉練若新学備用』編纂とその仏教史的意義（朴）

五服図」を提示した。「僧五服図」は儒教の五服図の構成に従っており、教授師、得戒和尚、羯磨師、証戒師、授学師を中心とし、両親、祖父母、伯叔、兄弟、姉妹に対する服制も図示した。仏家で最も重い服制は得戒和尚で3年であり、世俗の父母3年服と同一である。戒を受ける戒和尚、教授師、羯磨師の3師と7人の証戒師が重視されたのであり、これは授戒者と具足戒の重要性を意味する。

次に、遺体を龕柩に安置した後の次第と作法は〈龕柩孝堂図〉が中心になっている。〈龕柩孝堂図〉は龕柩を孝堂に安置した後の茶毗や入壙以前までの作法に該当する。〈釈子居喪〉は仏家の喪儀の作法を述べている。〈吉凶導從之儀〉は具吉儀と具凶儀に区分され、山所に達しての茶毗と埋葬までの龕柩の位置、繩床の位置、陳設物、孝子の位置など、また葬事が終わってから繩床を導從して本院に戻った後の繩床の位置、陳設物、靈座の位置と作法などが簡略に提示された。

(2) 吊慰儀／祭文式様：吊慰儀は仏家の吊慰の次第と方法を述べたもので、僧院で孝子を吊問する方法、孝子がない時の吊慰の方法等を提示した。また喪家での設礼と吊慰者の応対と方法について〈慰孝名紙〉および口吊詞の文範を叙述した¹⁰⁾。口吊詞は吊師亡、吊父母亡、吊師伯叔兄弟小師等の三つ事例で様式を示した。

次は祭文の式様11通である。これを作ったのは、師匠の死亡に際して祭を行なう際の文が俗礼に基づいていて伝統に合わないため、正しい書儀を示したのである。内容は入龕柩畢合告祭、晦朔節叙文、大小祥等文、大宿夜文、祭龕柩時文、到山所將茶毗入塔文、本師遷化在遠奔喪、望祭、和尚祭小師、父母亡祭文である。

(3) 慰書式様／論書題高下：慰書は単幅あるいは二幅書であり、三紙を使う場合は短封を添えるのを基本とし、地位の高下、尊卑、遠近により使用する式様を別にする。提示された式様は〈慰師亡〉、〈慰父母亡〉、〈慰伯叔兄弟〉、〈慰小師〉などであり、〈大状様〉、〈前銜書〉、〈状頭書〉、〈封子様〉、〈和尚咨目様〉、〈和尚委曲様〉、〈封様〉、〈封様和尚信〉〈答〉〈上父母書〉〈封様和尚〉〈父母委曲〉等で構成されている。

〈論書題高下〉は書信のやりとりに際し、身分の高下により体例および用語を別にする書儀を提示した。応之は尊卑に適切に合わせてこそ「失敬」を免れるとし、「謙敬卑恭」を勧めた。その書儀は〈謝尊人遠書〉、〈未相識尊人〉、〈平交人〉、〈屈斎〉、〈謝尊人屈喚〉、〈門状〉等で、仏門で使用する際の注意事項を加えた。次は〈十二月節令往還書様〉と〈四季総叙〉で、4季節と12ヶ月の節期に応じた書翰往復のやり方を示した。〈巻中〉の最後は〈謝門徒惠斎粮書〉で、斎粮の恩恵をこうむったことに対して感謝する書簡の様式が示されている。

3) 『五杉練若新学備用』 卷下〈受五戒文等〉

『五杉集』 卷下の首題は『五杉練若新学備用卷下』であり、2行目に〈病釈
 応之述〉とあり、上下単辺、有界12行、1行23字乃至24字、全体26張である。
 応之が『五杉集』 卷下を製述した意図は、檀越が福を請うて祈願する心に対し、
 沙門がその趣意に合わせて応じられるようにするためである。かつては名手が
 様々な文章を数多く作った、抄写を重ねるうちに脱略が多くなり、言葉も古くなっ
 て初めの意図と違ってきたため、応之は場合に分けて制作し、準拠できるように
 揃えたのである¹¹⁾。受五戒および放生文は古製に基づいて作り直したり潤色し
 たりし、十念、四般、施亡人食、懸幡、孩子挂脱僧衣、戴脱鉗子、考妣夫妻兄弟
 男女孩子の死亡に対する斎文、遠忌平安、還願開堂、懷妊、僧尼の本師のための
 斎疏・斎文、僧捨墮念誦文、莊嚴文疏等を製述して完備した。〈道場設斎・斎文〉
 はそれぞれの道場と斎疏の文と斎文を並列して注意事項を提示し、諸子らが大小
 の斎筵や転経などの仏事に合わせて使用できるようにしたのである。

4. 『五杉練若新学備用』の仏教史的意義

『五杉集』の卷上では〈南山大師規誡〉を補綴したとあるが、その部分は欠落
 しており、内容を確認できない。巻中の文内序文では服喪と関連して、〈釈氏喪
 儀疏〉や慧遠の逸話に言及するが、これらの書物が伝わらない。このため、『五
 杉集』の淵源を明らかにするのは難しい。ただ、応之は『五杉集』を編纂する際、
 道宣の〈規誡〉と慧遠の〈釈氏喪儀〉等当時伝存していた資料を参考にしただろ
 う。

道宣の〈規誡〉が何を指すかは分明でない。道宣は戒律を最低限の生活規範と
 見て、四分律を根本として刪繁補闕して『行事鈔』を編纂した。また道宣は新た
 に出家した者が寺院でどう集団生活を送るべきかについて、『誠新学比丘行護律
 儀』を著述し、生活の心得を23項目、466條にかけて詳説した。ここでは寺院
 生活における行事規範に儒教的な倫理が強調されていた¹²⁾。『五杉集』はまさに
 そのような道宣の〈規誡〉に関わるものであったであろう。

一方『五杉集』を引用している『釈氏要覧』も、安龕柩、服制、受吊の項目で
 「遠大師喪儀」、「釈氏喪儀云」、「喪儀云」と述べるため、〈釈氏喪儀〉が応之の時
 代だけでなく宋代にも伝存されていた様子を確認することができる。少し後代の
 資料だが、志磐撰『仏祖統紀』喪服條にも「考えてみるに、遠師の喪儀では、受
 業和尚は父母と同じで3年喪に服す」として、応之の『五杉集』の内容と比較し

(56) 応之の『五杉練若新学備用』編纂とその仏教史的意義（朴）

て説明している。応之の見解は少し違い、〈僧俗五服図〉では周年服制だが、〈釈氏喪儀〉には両親とともに3年服制とする。しかし『五杉集』では、受業師は訓育の恩があるため3年の服喪も可だとする点で〈釈氏喪儀〉との接点を見ることができる。

一方、『禅苑清規』には尊宿遷化、亡僧條の場合、喪服制が提示されなかった。ただし〈龕柩孝堂図〉の喪礼次第および作法の内容と部分的に一致している点が注目される。釈氏の死を涅槃、円寂、帰真、帰寂、滅度、遷化などと呼ぶ点は『五杉集』から『禅苑清規』に至るまで同一である。

『五杉集』の〈龕柩孝堂図〉は茶毗の前段階に関わる。『禅苑清規』によれば、「龕柩を法堂の西側に置いて、東側に故人が日常使用した道具を列して法座上に真影をかける。法堂は素幕を使用し、華燭等の供養物を並べて法事を行なう。小師は龕後の素幕の下で孝服を着て龕を守る」とあり、龕柩を置いた法堂の状況を描写している。これは『五杉集』の〈龕柩孝堂図〉と同様であり、法堂を孝堂と称する違いがあって、『釈氏要覧』の〈送終〉篇の安龕柩と同じ内容である。これにより、唐代以来僧家の喪葬儀礼は宋代まで継承され、以後、戒律と浄土に通じた宋の元照の『四分律行事資持記』巻下、『仏祖統紀』などに引用されるほど後代にも持続的に影響を与えた点で、その意義を指摘することができる。

5. 結び

『五杉集』は南唐の応之が保大年間（943-957）に編纂し、『五杉練若新学備用』巻上〈法数、家誨〉、『五杉練若新学備用』巻中〈僧俗五服図、龕柩孝堂図等〉、『五杉練若新学備用』巻下〈受五戒文〉から構成されている。

『五杉集』は中国では『禅苑清規』、『釈氏要覧』等の喪儀に影響を与えた。また韓半島では高麗版の余流として朝鮮初期刊経都監で重修され、1600年代には『釈門家礼抄』、『釈門喪儀抄』等で喪儀に関して活用された。特に〈家誨〉、〈僧俗五服図〉などの資料は、中国の僧侶が儒教儀礼を仏教の立場で受容し活用していく過程を調べることができるという点で重要である。『五杉集』は、儒仏交渉の経過を理解するための重要資料であるうえ、東アジア仏教に大きな影響を与えた文章規範の一つとして評価される。

1) 江田俊雄「李朝刊経都監と其の刊行仏典」『朝鮮仏教史研究』、国書刊行会、1977年、313-314頁。

- 2) 大屋徳城『高麗統藏雕造攷』, 便利堂, 1936 年, 83 頁.
- 3) 『福建通志』卷 47「福建高僧伝」卷 2; 『重刊江府志』卷 51 仙釈條. 『南唐書』卷 26 の内容と同一である.
- 4) 呉任臣『十国春秋』卷 33, 南唐 19 列伝, 僧応之条.
- 5) 『宋史』202, 芸文志第 155 芸文 1, 「僧応之臨書関要一卷」; 『通志』64, 芸文略第 2 礼類第 2 儀注, 書儀, 法書, 「僧応之臨書関要一卷」; 『宋史』205, 芸文志第 158 芸文 4, 「僧応之四注金剛經一卷」; 『宋史』208, 芸文志第 161 芸文 7 集類 4「僧応之集一卷」; 王堯臣等撰, 『崇文総目』卷 12, 「僧応之詩一卷 闕」.
- 6) 陳舜俞『廬山記』卷 2, 叙山北篇第 2, 『大正藏』51, 2095 頁, 「南唐西山僧應之嘗結庵于五杉之間 保大中為元宗所遇作五杉集行于世 桑門備用之書也」.
- 7) 江田俊雄, 注 1 前掲論文. 大屋徳城, 注 2 前掲論文.
- 8) 卷上で「敬」, 卷下 6b で「勳」「運」, 卷下 15a で「隆」の末筆が欠画となっている.
- 9) 『五杉練若新學備用』卷中, 「廬山東林病釋 應之 述, 夫吉禮且輕 凶禮尤重 既合齒髮 復有師資 豈可一槩 忘情而絶其禮 雖我宗以寂滅為樂 生死是常 隨方毗尼 須合軌則 如釋氏喪儀疏引 廬山遠大師 亦常與時賢 講論喪服 中興碩德 亦常論之 近以世代遷移 禮法淪替 近視釋門上德歸寂 凶禮多乖 龕柩當堂 哀泣同俗 既無生善之理 且虧遵古之道 遞相沿襲 實所堪傷 兼口吊祭文 言多同俗 制服輕重 罔所合規 止於酬答書題 匪窮高下 歸塔道從 凶吉相參 亦不敢縱率已 懷得以規法前故 但期訓予諸子 豈望流落名賢 或理長於斯改應 (5 字 缺落) 於此行亦無妨 一一指論 (4 字 欠落)」.
- 10) 周一良・趙和平『唐五代書儀研究』, 北京, 中国社会科学出版社, 1995 年, 297 頁.
- 11) 『五杉練若新學備用』卷下, 「予製述之意 但為門内弟子 今歷敘其大義 且檀越請福 却有願心 沙門應機 須合厥旨 如函有蓋 豈可參差 槩規頂矩衣 必赴其命 古諸作者 製述尤多 抄寫歲深 或多脱略有言詞 太古意緒不同 今各列之 甚可備用 受五戒及放生依生 依古製 亦潤色之 十念 四般 施亡人食 凶吉 懸幡 挂脱僧衣 戴於鉗子 考妣夫妻兄弟男女孩子 遠忌 平安 還願 開堂 懷妊 僧尼為本師 及僧捨墮并通用莊嚴 文疏俱備 此但規法諸子 勿流傳於博學君子 苟或一見 亦可資舞掌而已」.
- 12) 佐藤達玄「道宣律師と唐代仏教」『中国仏教における戒律の研究』, 木耳社, 1986.

【付記】『五杉練若新学備用』は、現東国大学校の前身である中央仏教専門学校の教授であった江田俊雄氏が在職中に蒐集した仏書中の一つである。氏の他界後、令息江田和雄氏によって、1996 年、日本東京駒沢大学図書館に江田氏の蔵書が寄贈された。『五杉練若新学備用』は駒沢大学仏教学部の石井公成教授が 2007 年 12 月に発見し、駒沢大学仏教学部の外国人研究員として研究中であった筆者は、以後、石井先生、椎名宏雄先生とともに本書を含む江田氏の旧蔵書の調査にあたってきた。朝鮮時代刊経都監版という因縁で筆者が学界に紹介することになったことを明らかにする。石井先生、椎名先生、そして資料閲覧に協力してくださった駒沢大学図書館に感謝申し上げる。

〈キーワード〉 五杉集, 刊経都監, 江田俊雄, 喪葬儀礼, 書儀

(國民大韓國學研究所研究員, 文博)